

## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が、平成27年7月8日に公布されました。

この法律は、適合義務及び適合性判定義務、届出義務については公布の日から2年以内に、省エネ性能向上計画の認定(容積率の特例)及びエネルギー消費性能の表示については平成28年4月1日から施行されます。

この法律に関する概要は、次のとおりです。

### 制度概要

1. 大規模な非住宅建築物に対する適合義務及び適合性判定義務  
大規模な非住宅建築物(特定建築物)については、新築時等においてエネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定義務を課し、これを建築確認手続きに連動させ、実効性を確保することとなります。
2. 一定規模以上の建築物に対する所管行政庁への届出義務  
一定規模以上の建築物については、新築等において省エネ計画の届出義務を課し、エネルギー消費性能基準に適合しない場合は、必要に応じ、所管行政庁が指示等を行うことができることとなります。
3. 省エネ性能向上計画の認定、容積率の特例  
新築等の計画が、誘導基準に適合する等について、所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例を受けることができます。
4. エネルギー消費性能の表示  
建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合していることについて、所管行政庁の認定を受けると、その旨を表示することができます。

### 認定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条又は第36条の規定に基づき、認定申請書及び添付図書を各2部作成して、所管行政庁(建築主事を置く市町の区域は市町長へ、その他の区域は岐阜県知事)へ申請してください。

### 事前審査(技術的審査)

所管行政庁に認定申請をする前に、住宅の品質の確保の促進等に関する法律で定める「登録住宅性能評価機関」(当社)において、事前審査(技術的審査)を受けた上で、申請することができます。

※当社の事前審査(技術的審査)は、住宅に限ります。

リンク国土交通省HP

<http://www.mlit.go.jp/>